

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------|
| 21 | 生活保護に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三次市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務では、特定個人情報に限らず、個人情報全般について、業務フローに基づき、リスクの分析と対策を明確にしたうえで、業務を行っている。

評価実施機関名

広島県三次市

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|--|
| ①事務の名称 | 生活保護に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>三次市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)に基づき、生活に困窮する外国人に対し生活保護法に準じた生活保護事務において個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 生活保護の決定及び実施等に関する業務 ①生活保護法による保護の決定及び実施 ②就労自立給付金の支給 ③保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ④情報提供ネットワークシステムへの生活保護データ提供</p> <p>2 医療扶助のオンライン資格確認及び導入に関する業務 ①生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を実施することに関する事務 ②医療保険者向け中間サーバ等における資格履歴の管理、本人確認業務、医療機関別符号の取得等</p> |
| ③システムの名称 | (1)生活保護システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバ (4)統合専用端末 (5)医療保険者向け中間サーバ等 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)生活保護ファイル (2)宛名基本ファイル (3)宛名履歴ファイル (4)口座管理ファイル (5)口座振替ファイル (6)中間サーバ | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表 第23項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 (情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 (13, 14, 18, 20, 28, 37, 40, 42, 48, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 167, 168, 169, 170, 171, 172の項)</p> <p>第15条, 第16条, 第20条, 第22条, 第30条, 第39条, 第42条, 第44条, 第50条, 第51条, 第55条, 第61条, 第65条, 第71条, 第76条, 第77条, 第78条, 第88条, 第89条, 第91条, 第98条, 第110条, 第127条, 第134条, 第143条, 第146条, 第151条, 第157条, 第160条, 第163条, 第169条, 第170条, 第171条, 第172条, 第173条, 第174条 (情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの(42の項)</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉保健部 社会福祉課 |

| | |
|--|---|
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部総務課(行政係) 電話:0824-62-6153 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 福祉保健部社会福祉課(社会福祉係) 電話:0824-62-6146 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年10月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年10月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------|--|--|------|-----------|
| 平成28年4月28日 | I-5-② | 串田 孝行 | 渡邊 智昭 | 事後 | |
| 平成28年5月24日 | II-1 | 平成28年5月24日 | 平成29年5月15日 | 事後 | |
| 平成28年5月24日 | II-2 | 平成28年5月24日 | 平成29年5月15日 | 事後 | |
| 平成28年5月31日 | 表紙-公表日 | 平成27年4月28日 | 平成28年5月31日 | 事後 | |
| 平成28年5月31日 | I-3 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 第15項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号</p> | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 第15項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号</p> | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--------|---|--|------|-----------|
| 平成28年5月31日 | I-4-② | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 (9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,79,94,104,106,108,116,120の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報紹介者が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの(26の項)</p> | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 (9,10,14,16,20,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第26条の4、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの(26の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第19条</p> | 事前 | |
| 平成29年5月31日 | 表紙-公表日 | 平成28年5月31日 | 平成29年6月20日 | 事後 | |
| 平成30年10月23日 | I-5-② | 渡邊 智昭 | 課長 | 事後 | |
| 平成30年10月23日 | 表紙-公表日 | 平成29年6月20日 | 平成30年10月23日 | 事後 | |
| 平成30年10月23日 | I-8 | <p>三次市福祉事務所(広島県三次市十日市東三丁目14番25号) 福祉保健部社会福祉課(社会福祉係) 電話:0824-62-6146</p> | <p>三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 福祉保健部社会福祉課(社会福祉係) 電話:0824-62-6146</p> | 事後 | |
| 平成30年10月23日 | II-1 | 平成29年5月15日 | 平成30年5月15日 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--------|---------------|---------------|------|-----------|
| 平成30年10月23日 | Ⅱ－2 | 平成29年5月15日 | 平成30年5月15日 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | 表紙－公表日 | 平成30年10月23日 | 令和1年6月28日 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | I－7 | 総務部総務課(行政係) | 総務企画部総務課(行政係) | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅱ－1 | 平成30年5月31日時点 | 令和1年5月15日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅱ－2 | 平成30年5月31日時点 | 令和1年5月15日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅳ－1 | | 基礎項目評価書 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅳ－2 | | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅳ－3 | | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅳ－4 | | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅳ－5 | | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅳ－6 | | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅳ－7 | | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅳ－8 | | [○]自己点検 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅳ－9 | | 十分に行っている | 事後 | |
| 令和2年7月1日 | 表紙－公表日 | 令和1年6月28日 | 令和2年7月1日 | 事後 | |
| 令和2年7月1日 | I－7 | 総務企画部総務課(行政係) | 総務部総務課(行政係) | 事後 | |
| 令和2年7月1日 | Ⅱ－1 | 令和1年5月15日時点 | 令和2年5月15日時点 | 事後 | |
| 令和2年7月1日 | Ⅱ－2 | 令和1年5月15日時点 | 令和2年5月15日時点 | 事後 | |
| 令和3年7月2日 | 表紙－公表日 | 令和2年7月1日 | 令和3年7月2日 | 事後 | |
| 令和3年7月2日 | Ⅱ－1 | 令和2年5月15日時点 | 令和3年5月15日時点 | 事後 | |
| 令和3年7月2日 | Ⅱ－2 | 令和2年5月15日時点 | 令和3年5月15日時点 | 事後 | |
| 令和3年12月28日 | 表紙－公表日 | 令和3年7月2日 | 令和3年12月28日 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------|--|--|------|-----------|
| 令和3年12月28日 | I-4-② | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第2 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 別表第2 | 事後 | |
| 令和4年7月2日 | 表紙-公表日 | 令和3年7月2日 | 令和4年7月2日 | 事後 | |
| 令和4年7月2日 | II-1 | 令和3年5月15日時点 | 令和4年5月15日時点 | 事後 | |
| 令和4年7月2日 | II-2 | 令和3年5月15日時点 | 令和4年5月15日時点 | 事後 | |
| 令和5年8月9日 | 表紙-公表日 | 令和4年7月2日 | 令和5年8月9日 | 事後 | |
| 令和5年8月9日 | II-1 | 令和4年5月15日時点 | 令和5年8月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年8月9日 | II-2 | 令和4年5月15日時点 | 令和5年8月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年11月25日 | 表紙-公表日 | 令和5年8月9日 | 令和7年1月24日 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------|---|---|------|-----------|
| 令和6年11月25日 | I-1-② | <p>三次市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①生活保護法による保護の決定及び実施。 ②就労自立給付金の支給。 ③保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務。 ④情報提供ネットワークシステムへの生活保護データ提供。</p> | <p>三次市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)に基づき、生活に困窮する外国人に対し生活保護法に準じた生活保護事務において個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 生活保護の決定及び実施等に関する業務 ①生活保護法による保護の決定及び実施 ②就労自立給付金の支給 ③保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ④情報提供ネットワークシステムへの生活保護データ提供</p> <p>2 医療扶助のオンライン資格確認及び導入に関する業務 ①生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を実施することに関する事務 ②医療保険者向け中間サーバ等における資格履歴の管理, 本人確認業務, 医療機関別符号の取得等</p> | 事後 | |
| 令和6年11月25日 | I-1-③ | (1)生活保護システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバ | (1)生活保護システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバ (4)統合専用端末 (5)医療保険者向け中間サーバ等 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----|--|--|------|-----------|
| 令和6年11月25日 | I-3 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 第15項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号</p> | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表 第23項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号</p> | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------|--|---|------|-----------|
| 令和6年11月25日 | I-4-② | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 (9,10,14,16,20,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第8条,第9条,第11条,第12条,第14条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条,第59条の2 (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報紹介者が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの(26の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第19条</p> | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 (13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項)</p> <p>第15条,第16条,第20条,第22条,第30条,第39条,第42条,第44条,第50条,第51条,第55条,第61条,第65条,第71条,第76条,第77条,第78条,第88条,第89条,第91条,第98条,第110条,第127条,第134条,第143条,第146条,第151条,第157条,第160条,第163条,第169条,第170条,第171条,第172条,第173条,第174条 (情報照会の根拠) :第1欄(情報紹介者が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの(42の項)</p> | | |
| 令和6年11月25日 | II-1 | 令和5年8月1日時点 | 令和6年10月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年11月25日 | II-2 | 令和5年8月1日時点 | 令和6年10月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年11月25日 | IV-8 | | 十分である | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------------|--------|--|------|-----------|
| 令和6年11月25日 | IV-8 判断の根拠 | | 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 | 事後 | |
| 令和6年11月25日 | IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策 | | 目的外の入手が行われるリスク対策 | 事後 | |
| 令和6年11月25日 | IV-11 判断の根拠 | | 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |